

地域周産期母子医療センターの 認定取消について

1 概要

令和 8 年 8 月 20 日、社会医療法人同心会古賀総合病院から、宮崎県地域周産期母子医療センター認定辞退届の提出あり。認定の取消しにあたり、宮崎県周産期母子医療センター指定等要領第 8 条の規定に基づき、宮崎県周産期医療協議会の意見を聴くもの。

【参考】宮崎県周産期母子医療センター指定等要領 ※抜粋

(指定及び認定の辞退)

第 7 条 総合センター又は地域センターは、指定又は認定を辞退しようとするときは、その旨を知事に届け出るものとする。

(指定及び認定の取消し)

第 8 条 知事は、総合センター又は地域センターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協議会の意見を聴き、指定又は認定を取り消すことができる。

(1) 総合センター又は地域センターが第 2 条に掲げる基準を満たさなくなったとき

(2) その他総合センター又は地域センターとして適切でないと認められるとき

【参考】

(指定及び認定の基準)

第 2 条 知事は、指針第 2 の 2 (2) ④に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を総合周産期母子医療センター (以下「総合センター」という。) として指定するものとする。

2 知事は、指針第 2 の 2 (2) ③に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を地域周産期母子医療センター (以下「地域センター」という。) として認定するものとする。

3 知事は、総合センターを指定し、又は地域センターを認定するときは、宮崎県医療計画との整合を図るものとする。

(参考) 「周産期医療の体制構築に係る指針 第2の2 (2) ③」 抜粋

(令和8年(2026年)6月10日付け医政地発0610第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」)

③ 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】

ア 目標

- ・ 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること
- ・ 24時間体制での周産期救急医療(緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。)に対応すること

イ 医療機関に求められる事項

(ア) 機能

- a 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができること。
- b 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ること。
- c 都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供すること。
- d 分娩の立会いや面会の方針など、医療機関を選択する上で必要な情報をあらかじめ提供すること。

(イ) 整備内容

a 施設数

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター1か所に対して数か所の割合で整備するものとし、周産期医療圏に1か所以上整備することが望ましい。

b 診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えない。また、当該施設が精神科を有さない場合には、連携して対応する協力医療機関を定め、精神疾患を合併する妊産婦についても対応可能な体制を整えることが望ましい。

c 設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えること。

地域周産期母子医療センターの認定取消について

- (a) 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。
 - i 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
 - ii 分娩監視装置
 - iii 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
 - iv 微量輸液装置
 - v その他産科医療に必要な設備
- (b) 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICU を設けることが望ましい。
 - i 新生児用呼吸循環監視装置
 - ii 新生児用人工換気装置
 - iii 保育器
 - iv その他新生児集中治療に必要な設備

(ウ) 職員

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- a 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するために必要な職員

b 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね 30 分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員

- c 新生児病室については、次に掲げる職員

- (a) 24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること
- (b) 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること
- (c) 公認心理師等を配置すること
- (d) NICUを有する場合は入院児支援コーディネーターを配置することが望ましい

(エ) 連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用による地域の産婦人科医療機関からの妊産婦の受入れ、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図ること。

(オ) 災害対策

地域周産期母子医療センターは、災害時を見据えて、下記の対策を行うこと。

- a 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること。

- b 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくことが望ましい。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- c 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保することが望ましい。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましい。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えない。
- d 浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じることが望ましい。

ウ 医療機関の例

- ・ 地域周産期母子医療センター（集約化推進通知に規定される連携強化病院を含む。）

2 認定取消予定日

令和8年10月31日

3 認定取消理由

宮崎県周産期母子医療センター指定等要領第8条第1項第1号に該当するため

4 認定辞退届

別添のとおり